

鮫川漁業協同組合内共第 10 号第五種共同漁業権遊漁規則変更新旧対照表

変更後				変更前			
鮫川漁業協同組合内共第 10 号第五種共同漁業権遊漁規則 第 1 条～第 6 条 略 (遊漁料の額及び納入方法) 第 7 条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とする。 ただし、1 日利用による遊漁で、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納入する場合には、中学生を除き、当該遊漁料の額に 1,000 円 を加算した額を納付する。				鮫川漁業協同組合内共第 10 号第五種共同漁業権遊漁規則 第 1 条～第 6 条 略 (遊漁料の額及び納入方法) 第 7 条 遊漁料の額は、次の表のとおりとし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とする。 ただし、1 日利用による遊漁で、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納入する場合には、中学生を除き、当該遊漁料の額に 500 円 を加算した額を納付する。			
魚種	漁具・漁法	遊漁者区分	遊漁料	魚種	漁具・漁法	遊漁者区分	遊漁料
全魚種	竿釣	一般	1 日 2,000 円 <hr/> <hr/> <hr/> 年券 8,000 円 (投網含む)	全魚種	竿釣	一般	1 日 1,500 円 <u>ただしあゆ、やまめ及びいわな以外の魚種は 1,000 円とし、これを全魚種に変更する場合は差額 500 円を追加納付するものとする。</u> 年券 7,000 円 (投網含む)
		一般(共通)	4月1日から12月31日まで 10,000 円			一般(共通)	4月1日から12月31日まで 10,000 円
		中学生	1 日 500 円 年券 2,000 円			中学生	1 日 500 円 年券 2,000 円
	投網	一般	1 日 2,000 円 年券 8,000 円 (竿釣を含む)	投網	一般	1 日 2,000 円 年券 7,000 円 (竿釣を含む)	

2 略

第8条～第12条 略

附則 遊漁規則は令和6年4月1日より施行する。

2 略

第8条～第12条 略